

農林部

1 平成 28 年度 外部評価結果

基本施策等	農業・農村の振興
事務事業名	直売加工施設運営事業（直売所）
担当課の意見	<p>現在の直売所施設については、農業の振興と地域の活性化を図るために、農産物の直売・加工品の販売している。市民の身近な直売所として、また地産地消の発信拠点であるため、耐用年数の時期を見て対応していく。</p> <p>各施設、国の補助により建設をしているため、耐用年数等を見据えながら補修等を行っていく。</p>
政策経営課の意見	<p>直売所は単独施設ではなく、集客力のある既存施設を有効に活用していく。</p> <p>例えば、本庁舎、支所、交流学習センターの一角や、地元のスーパー（コンビニ等）などへ地場産コーナーを設置する。</p> <p>既存の直売施設については、修繕費と補助金返還のバランスを見ながら実施計画を平成 29 年度までに定め、売却や統廃合を進める。</p>
外部評価の意見	<p>【方法改善】</p> <p>直売所事業は、地域農業（農村）の振興、活性化及び地産地消を主な目的としており、それぞれに一定の成果をあげているものの、一部を除き、継続的に実質赤字が発生している現状を見ると、事業の抜本的な見直しが必要であると考える。</p> <p>したがって、施策の目標である農業農村の振興や地域の活性化に向け、運営団体に対し顧客の確保や販売方法の提案を行うとともに、今後の維持管理経費や経営見通しをしっかりと立て、それらを基に公の施設としてのあり方について関係者等との協議も重ねながら計画的に取組むべきである。</p>

2 今後の方向性に対する総合評価の結果（市の回答）

今後の方向性	方法改善 (施設の経営状況の整理と事業の抜本的な見直しに向けた方策の実施)
評価結果に対する考え方	<p>1 実質、経営赤字となっている施設と協議を行い、まずは自立的な改善を促し、経営を見直させる。また、定期的に現地調査を実施して、業務改善等の指示を行う。</p> <p>2 既に、費用対効果が見込めない施設は、建物の耐用年数を見て、他の施設等との統廃合計画を進めていく。</p> <p>3 上記1への対応は、維持管理経費も含めて施設との費用対効果を整理する。</p> <p>4 集客力に優れ一定の成果をあげている施設は、平成31年度の指定管理協定書継続更新に向け、指定管理者と協議を行い、次期更新時期までに計画を作成する。</p>
今後の事業の進め方	<p>H29年度</p> <p>平成29年度は、施設毎の現状と課題を洗い出し指定管理者に公共施設の再配置計画、外部評価結果、次期指定管理に基づく募集内容を示し市が目指す方向と説明を行っていく。また産直センターの今後のあり方や経営状況も整理し、場合によっては関係施設と協議を行い、統廃合を含め改善に取り組む。</p> <p>公の施設としてのあり方についても関係者等との協議を重ねながら計画的な経営運営を行えるように指示していく。</p> <p>三郷畜産活性化施設（みさとミルク）については、国庫補助金返還に向けた協議を、国・県と行い、施設のあり方を研究していく。</p>
	<p>H30年度以降</p> <p>H30年度には、平成31年4月1日付の指定管理者基本協定の継続更新（堀金物産センター、ビフ穂高、三郷サラダ市）に向け、指定管理者と協議を行い、次期更新時期までの計画を作成し統廃合を検討する。</p> <p>指定管理者との調整期間、条例の改正、廃止を伴う見直しがある場合は、必要に応じて準備期間を設け、短期の指定管理基本協定の締結も検討する。</p> <p>三郷畜産活性化施設（みさとミルク）は、国の補助金返還後、施設の譲渡あるいは、廃止事務を進める。</p>

1 平成 28 年度 外部評価結果

基本施策等	農業・農村の振興
事務事業名	直壳加工施設運営事業（加工所）
担当課の意見	<p>現在の加工所施設については、農家生活の環境改善と農産物の消費拡大を図る施設である。市民が気軽に使用できる身近な加工所として設置されているため、耐用年数の時期を見て対応していく。</p> <p>各施設、補助金を使用し建設をしているため、耐用年数等を見据えながら補修等を行っていく。</p>
政策経営課の意見	<p>「市民が気軽に使用できる」といったことが、市民に周知されていないのではないか。</p> <p>したがって、農家に限らず、多くの市民に活用してもらい、高齢者の生きがいづくりや、親子のふれあい、地域の行事など様々なコミュニティの場として活用してもらうよう周知するとともに、多くの市民が利用できる体制を平成 29 年度までに整える。</p> <p>しかし、市民への周知がなされても多くの利用者が見込めない場合は、修繕費と補助金返還のバランスをみて実施計画を平成 30 年度までに定め統廃合を行う。</p>
外部評価の意見	<p>【方法改善】</p> <p>基本施策は“農業・農村の振興”であるが、“直壳加工施設運営事業（加工所）”は広義の意味にとらえて、農家に限らず地域の高齢者の生きがいづくり、親子の触れ合い、コミュニティの活性化など広く市民に活用してもらう施設であれば、ある程度の市の負担は止むを得ないと思われる。しかし、施設の老朽化や利用者の減少などもあって、一部に事業の継続やその維持管理が課題となっている。</p> <p>したがって、多くの市民に活用してもらうことを前提に、施設の有効活用はもとより、費用対効果を含む事業の抜本的な見直しを関係者等との協議も重ねながら計画的に取組むべきである。</p>

2 今後の方向性に対する総合評価の結果（市の回答）

今後の方向性	方法改善 (施設の位置付けの整理と有効活用に向けた方策の実施)
評価結果に対する考え方	<p>1 農家に限らず広く市民に活用してもらう施設とするため、活用しやすい体制を整え、各施設の設置加工機器、指導体制及び、利用方法の周知を図る。</p> <p>2 各施設について、次期の指定管理基本協定の締結時期をにらみながら、指定管理料、納付金など協定内容を精査し、費用対効果を含む事業の見直しが必要な施設は、関係者等との協議も重ねながら計画的に改善に向け取組む。</p> <p>3 有効活用の方策として、加工講習会の開催など、新しい利用者が増える取組みについて、指定管理者に促す。</p> <p>4 上記 3への対応や施設運営の改善において、必要に応じ条例を整理する。</p> <p>5 上記 2の対応後も利用人数や稼働率が一定のレベルに達しない施設は、将来的には、統廃合を検討する。</p> <p>※ 上記 3、5への対応は、一般利用者の需要の確認が必要。</p>
今後の事業の進め方	<p>H29 年度</p> <p>年度初旬に一般利用者を増やすため各施設の加工機器、指導体制及び、利用方法の周知を図り経過を見る。</p> <p>平成 29 年度は、施設毎の現状と課題を洗い出し、指定管理者に公共施設の再配置計画、外部評価結果、次期の指定管理基本協定の締結にあたって、市が目指す方向の説明と直売所などに合算しない経理（実績報告）を依頼する。</p> <p>また、各施設の指定管理料、納付金の積算根拠を確認し、施設整備時の補助金の残存額と経年による減額状況を調査する。</p> <p>H30 年度 以降</p> <p>平成 30 年度は、平成 31 年 4 月 1 日付の指定管理基本協定の更新（豊科農産物加工交流センターは平成 32 年度）に向け、指定管理者との協議を行い、例えば、販売目的の加工機器の修繕を原則指定管理者で行う、協定内容の見直しを行う。</p> <p>指定管理者との調整期間、公募への変更や条例の改正を伴う見直しが必要な場合、必要に応じ、準備期間として、短期の指定管理基本協定の締結も検討する。</p>